明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定（七）　三
○食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（八）　一四
〔告　示〕
○離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地域を指定する件
（総務・農林水産・国土交通七）　三五
○半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地域を指定する件（同八）　三六
○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二七〇）　三七
○食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約への日本国の加入に関する件（同二七一）
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十五年度経験者採用試験（係長級（事務））公告（人事院）　三八
平成二十五年度外務省経験者採用試験（課長補佐級）公告（同）　三九
平成二十五年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告（同）　四〇
平成二十五年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　四〇
平成二十五年度経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）公告（同）　四〇
平成二十五年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　四一
平成二十五年度海上保安庁経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　四二
社会福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　四三
社会福祉士試験委員の公告（同）　四四
精神保健福祉士国家試験の施行（同）　四四
精神保健福祉士試験委員の公告（同）　四五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八三

本号で公布された法令のあらまし

◇**脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定**（条約第七号）（外務省）

この協定は、ジャージーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とジャージーとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）

この協定における用語の一般的定義について規定している。（第一条関係）

2　情報の交換（第二章関係）

(一)　この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて両締約者の権限のある当局が支援を行うこと等について規定している。（第二条関係）

(二)　情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）が提供する義務を負わない情報の範囲について規定している。（第三条関係）

(三)　第二章の規定の対象となる租税の範囲について規定している。（第四条関係）

(四)　次のとおり、要請に基づく情報の交換について規定している。（第五条関係）

(1)　被要請者の権限のある当局は、第二条に定める目的のため、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく、要請に応じて情報を提供する。

(2)　被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者（以下「要請者」という。）に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとる。

(3)　各締約者は、第二条に定める目的のため、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(4)　要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報とその要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、所定の情報を提供しなければならない。

(五)　被要請者内における租税に関する調査の際の要請者の権限のある当局の代表者による立会いについて規定している。（第六条関係）

(六)　被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができること、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上又は職業上の秘密等を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではないこと等について規定している。（第七条関係）

(七)　この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱うことについて規定するとともに、当該情報を開示する対象の範囲等について規定している。（第八条関係）

(八)　支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意されることを規定している。（第九条関係）

3　二重課税の回避（第三章関係）

(一)　第三章の規定の対象となる者及び租税の範囲並びに第三章の規定において用いられる「締約者の居住者」に該当する個人について規定している。（第一〇条～第一二条関係）

(二)　締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該締約者においてのみ課税することができることを規定している。（第一三条関係）

(三)　政府職員の給与所得、元政府職員が受け取る年金等に対しては、政府職員の派遣元である一方の締約者においてのみ課税することができること等を規定している。（第一四条関係）